**平成２５年（フ）第３２６号**
埼玉県草加市長栄町755番地　グリーンコーポ102号
債務者　志村　朋子
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２５年（フ）第１０３号**
新潟県魚沼市田尻217番地１
債務者　富永　隆男
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２５年（フ）第１１６号**
新潟県長岡市中島６丁目７番11号
債務者　五十嵐一弘
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２５年（フ）第１２０号**
新潟県長岡市土合１丁目２番１号
債務者　小川　　修
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２５年（フ）第６１号**
兵庫県加東市山国2006番地13　兵教大職員宿舎２―214号
債務者　成瀬　千秋（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２５年（フ）第１号**
山口県宇部市大字西岐波316番地104
債務者　大城　節子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２５年（フ）第２８号**
札幌市北区北32条西２丁目２番19号　シャトー32―108号、申立時の住所札幌市北区北29条西５丁目２番23―205号
債務者　篠島　昭子
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１０６２号**
札幌市豊平区美園10条４丁目３番24号　美園ビルＡ－３号
債務者　菊地　千惠
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１０８２号**
札幌市豊平区月寒東３条７丁目４番22号　道和ハウス３―102号
債務者　澤田　良子
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１２８３号**
北海道石狩郡当別町東町109番地64　町住312号
債務者　山　　晴雄
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１３２０号**
札幌市中央区北21条西15丁目１番２―308号
債務者　萱里よに子
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第７５号**
青森県十和田市東二番町７番37号　小笠原貸家
債務者　中澤　祐子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２５年（フ）第２３２号**
相模原市南区御園１丁目18番65号　グリーンプラザ御園１―302
債務者　加藤　　満
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第２４１号**
相模原市南区東林間１丁目25番７号　サンライフ東林101
債務者　菊池　聖子
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第２４５号**
相模原市中央区中央５丁目６番７号
債務者　松本　憲亮
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第２５０号**
相模原市中央区下九沢745番地２　県公社団地13―1351
債務者　須田　優紀
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第２５２号**
相模原市緑区青山839番地３　コーポアライ201
債務者　遠藤　孝治
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部